

じんけん瓦版 第45号

発効日：2012年7月8日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

7月実施の改定入管法と外国人

人権委員会は、2009年の「出入国管理及び難民認定法」(略称「入管法」)改定以来、その学びに努めてきましたが、いよいよ7月9日の実施に向け、6月9日半込聖公会聖バルナバ教会において、在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所<RAIK>所長・立教大学兼任講師 佐藤信行氏からその問題点を伺いましたので、その要旨を報告します。

現在、日本で17組に1組は国際結婚、日本に90日以上住んでいる外国人は213万人、その出身国は191カ国にもなります。また、夜間中学の生徒の80%は外国籍、東日本大震災の災害救助法が適用された160市町村のうち外国人が居ないのは4~5箇所のみ、国籍は日本でも外国にルーツを持つ人は80万人になります。日本人が外国人に関わる法律を知らなくて良いでしょうか。

「外国人登録法」は、「外国人の居住関係および身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする」法律で、1954年に「朝鮮人取締法」として策定され、在日コリアンを監視し威嚇する装置ともいえ、日本国民を対象としてきた戸籍法や住民基本台帳法とは、次のような大きな違いがあります。

- ① 顔写真のほか勤務先など数多くの登録事項を義務づけていること
- ② 外国人登録証の常時携帯と、定期的な確認登録を義務づけていること
- ③ これらの義務規定を刑事罰によって強制していること

このことにより、登録の切り替え手続きに遅れ「切り替え不申請」の罪とされたり、登録証をたまたま持ち歩いていないときに街頭で警察官に問われ「不携帯」の罪とされて検察に送致された在日コリアンが毎年数千人にのぼりました。

日本で生まれ育った2世や3世を中心に、1980年代から指紋押捺拒否や改正運動が起こってきます。さらに1990年代に入るとさまざまな国籍の在日外国人が激増し、在留資格も多様化し、2009年7月、「外登法」を廃止して「新たな在留管理制度」へ移行する「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳法が国会で成立しました。

「入管法」とは、「出入国管理及び難民認定法」の略称で、外国籍住民の在留資格取消し、退去強制、再入国許可、永住許可、難民認定などにおいて、法務省の広範な自由裁量があり、これらの処分が行政手続法・行政不服審査法から適用除外されています。

「入管特例法」は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の略称で、在日コリアンと在日台湾人に対して「特別永住」を定めている特例法です。しかし、「退去強制条項」もあり、「永住」は「権利」ではなく、「資格」に過ぎないものです。

「住基法」は、「住民基本台帳法」の略称で、「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する」ことを目的としているといいますが、これまでは、「日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない」となっていて、

外国人住民は排除されていました。

1. 改定法の概要

政府は改定法の“改善点”を次のようにうたっています。

- ① 在留期間の最長を「3年」から「5年」に延長。
- ② 「みなし再入国」制度の新設。事前の再入国許可を得ることなく、1年以内（特別永住者は2年以内）の日本出国－再入国を認める。（↗）

- ③ 「外国人住民票」の新設。これまで日本国民だけを対象としていた「住民基本台帳」に外国人も入る。

これまでの外登法では、日本に3カ月以上滞在する「すべての外国人」が対象でしたが、これからは、特別永住者／中長期在留者／非正規滞在者に分断します。「中長期在留者」というのは、日本に3カ月を超えて滞在し、かつ正規の在留資格を認められた外国人でそれぞれ在留期間が限られています。（↙）

	現行の「外登法」	改定「入管法・入管特別法」	改定「住基法」
特別永住者	市区町村で 「外登証」交付	市区町村で 「特別永住者証明書」交付	市区町村で 「外国住民票」作成
中長期在留者		地方入管局で 「在留カード」交付	市区町村で 「外国人住民票」作成
非正規滞在者		「在留カード」をいっさい 交付しない	「住民票」を作成しない／ 「住民票」を削除する

この「改定法」の狙いは、

- ① 特別永住者をこれまでと同様に「管理」する。
 - ② 中長期在留者をこれまで以上に徹底的に「管理」する。
 - ③ 非正規滞在者をこれまで以上に徹底的に「排除」する。
- ということになります。

《行政上の「管理」の意味は、「統制」と同じように用いられ、公権力が人の生活関係に介入して、その意思に関わりなく、又はその意思を排除して、外部的にこれを規律することがある。……「統制」よりも、さらに強度……》（吉岡一郎ほか『法令用語辞典』）

2. 改定「入管法」の問題点

(1) 「在留カード」常時携帯制度

16歳以上の中長期在留者に「在留カード」の受領・携帯・提示義務を刑事罰をもって強制します。

(2) 居住権の剥奪＝在留資格の取り消し

在留資格の取消しは退去強制に直結する、外国人にとって究極の制裁措置ですが、その処分基準

は法律の条文の中ではなく、法務省の判断によることとなります。

(3) 煩雑な義務規定、加重された罰則

政府は、今回の改定で外登法と入管法による二元的管理を一元化したといいますが、外国人の立場から見ると、配偶者と離婚・死別した際や、勤務先を変更した際などの変更届は地方入管局に（しかもこれらの変更届け出義務は在留資格ごとに違う）、住居地の変更届出は市区町村にしなければならず「多重義務」制度になっています。しかも14日以内に届けないと①住基台帳法での行政罰（5万円以下の過料）と②入管法での刑事罰（20万円以下の罰金）が科せられ、90日以内に届出がないとさらに入管法での在留資格取消しとなってしまう。

(4) 外国人を監視する市民社会

中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関、その他の法務省令が定める機関は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該

中長期在留者の受け入れ開始および終了、その他の受け入れ状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。（「改定法」第 19 条の 17）

この規定によって、外国人留学生を受け入れている学校・大学は個人単位で「入学・卒業/半年ごとの在籍状況/休学/退学処分」を報告させられることとなります。公権力の介入からの独立性を保証されている大学までも外国人管理行政の一翼を担わされることになるわけです。

(2)の在留資格の取消しが行われる場合についても入管法第 22 条の 4 は、「法務省が認めた在留期間の途中であってもその外国人の在留資格を取り消すことが出来る」と定めていますが、今回、次の 3 項目が追加されました。読んですぐにどのような場合のことをいっているのかわかりますか？

⑦「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者、または「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して 6 カ月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く）。

⑧新たに中長期在留者となった者が、90 日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く）。

⑨中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において当該退去の日から 90 日以内に、法務大臣に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く）。

これらの各条文に付いている「正当な理由」とは何か想像できますか？

一 ⑦については「日本国籍を有する子どもの親権を争って調停中の場合など」、

⑧は、上陸直後に疾病により長期入院し、かつ、代理人等に届出を依頼することも出来ない場合など、

⑨は、「経済的に困窮するなどして定まった住居地を有しなくなった場合など」、
というのが法務省の説明です。

(5) 個人情報の集中とデータマッチング

新しい在留管理制度の下では、外国人一人ひとりの身分関係・居住関係や、活動状況についての最新の個人情報が、継続的に法務省入管局に集中されます。法務省はこの他、退去強制歴、出入国履歴、入国・再入国した際の指紋・顔画像の個人識別情報、さらにブラックリスト情報も持っています。さらに法務省は、外国人本人だけでなく、外国人の所属機関に対して出頭を求めたり、文書を提出させたりで情報を集められます。また、「外国人住民票」を作成している市区町村に対しても追加情報を求めることができるようにしました。このように法務省は広範囲かつ強力な調査権限を持つのです。

(6) 「在留管理制度」の下での住民登録

これまで、外国人には「住民票」がありませんでしたが、今回の改定で「特別永住者」と「中長期在留者」のほか、在留カードが交付されない難民認定申請中の「仮滞在許可者」と「一時庇護許可者」も住民基本台帳に記載され、行政サービスが受けられるようになります。ただし、改訂「入管法」は、市区町村が外国人住民票を「記載、削除、修正したときは、直ちに法務省に通知しなければならない」と定めています。この条項は改定「住民基本台帳法」に連結していて、法務省は、市区町村が作成する外国人住民票に「変更があったこと、誤りがあることを知ったとき」はそのことを市区町村に通知すると定めています。つまり、住民基本台帳制度を住民サービスの提供という目的から逸脱して、外国人在留管理制度の下に置くこととなります。

(7) 「見えなくしてしまう」非正規滞在者

いま持っている外国人登録証明書に「在留の資格なし」と書かれている外国人などの非正規滞在者は、改定法の実施後、「在留カード」が交付されず

「住民票」も作成されません。また、難民申請中の外国人の多くも「在留カード」も「外国人住民票」も作成されないという事態になります。さらに雇用主が「超過滞在など就労できる在留資格を持たない外国人であることを知らずに働かせていた」ことに対して罰則を科すようにしました。外国人は「在留カード」または「特別永住者証明書」なしに、日本で労働も生活も出来ないこととなります。

(8) 外国籍高校生の16歳の誕生日

「特別永住」以外の在留資格(たとへば永住者、定住者、家族滞在など)の外国籍高校生は、16歳の誕生日までに学校を休んで地方入管局へ行き、顔写真付きの在留カードを受領し、そのカードを常時携帯しなければなりません。しかも、そのカードには、在留資格によって「就労不可」/「就労制限なし」と記載されるのです。「外登証」には、職業という項目はありましたが、就労制限に関する項目ではあ

りません。在留カードは外国人を「人間」としてみないで「労働力商品」か否かという発想に基づいて仕分けしているのです。

3. 私たちの共同課題

7月9日から実施される改定法は、多くの問題を内在させる法律ですということを、声を大にして日本社会に訴えていかなければなりません。

法務省と総務省は、その実施に向けて準備を進め、市区町村では、5月7日を基準日として「仮住民票」を作成し、「特別永住者」の自宅に通知していますが、さまざまな混乱が生じています。市区町村は外国人の人権を守る立場に立つのか法務省や総務省の指示どおりの事務処理をして「自治事務」を放棄するのかが問われることもあります。外国人関係の法制度を熟知しているのが法務省と警察だけで、多くの日本人は無知、無関心であってはなりません。私たちの問題です。(文責 打田茉莉)

「改定入管法 Q&A」を各教会宛に配布しましたのでご活用ください。

警察官がカトリック教会に無断で立ち入り、捜査令状・逮捕状なしに、外国籍の信徒を逮捕

2012年5月27日(日)12時30分頃、神奈川県川崎臨港警察署の警察官らは、捜査員6名を伴って、カトリック貝塚教会敷地内に、教会管理者の主任司祭本柳孝司神父に無断で立ち入り、神父が、宗教活動の自由、信教の自由の観点から立ち退くよう求めたにもかかわらず、フィリピン国籍の信徒に対して執拗に職務質問を行い、旅券不携帯ないし常時携帯義務違反により現行犯逮捕しました。

この事件は、たとえ教会の外であっても教会を訪れる者に対し、大きな恐怖を与え、「教会は安心して訪れることのできない場所」「教会は警察による監視下に置かれている」と多くの信徒が不安に思う結果になりました。早速、カトリック横浜教区が6月5日付で、川崎臨港警察署宛に抗議と謝罪等を求める申し入れ書を提出しました。それに対して、川崎臨港警察署は6月12日、文書回答により、立入が不適切であったと認め、カトリック横浜教区に対し、正式に謝罪をしました。

今回の事件の一連の事実関係については、各紙でも(主に地方版で)報道されました。しかし、今回のような事件は、信教の自由の保障および、移住者の権利擁護の観点からも、二度と再び起きてはならないことです。再発防止を徹底する観点から、指導・監督責任者である神奈川県警に対し、カトリック内外の団体の連名による申し入れを行うことになり、東京教区人権委員会としても賛同いたしました。